

## ヒアリング結果概要 B地裁（本庁，b支部）

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- 遺産を巡る紛争，親族間の紛争
  - \* 遺言の解釈を巡り，文言以外の曖昧な事実も多数出てくるため，主張立証に時間
  - \* 親族間の感情的な対立が強く，当事者の合理的な判断の障害となって泥沼化
- 複雑な事件の本人訴訟
  - \* 請求や主張の組み立てを直させるために数期日，数か月かかる場合もある。
  - \* 本人訴訟で弁護士に相談するよう進めても，結局本人のままということが多い。
- 他事件の進行待ち
  - \* 談合に関わる損害賠償事件で，公取委の審問手続の終了を待つ例
  - \* 同一の事実関係に基づく刑事事件の終了を待つ例  
(審問手続や刑事事件での調書等を民事訴訟の証拠として利用したい)
- 境界確定訴訟（支部）
  - \* 土地に対する執着が強かったり，人格訴訟化する場合がある。  
(訴訟前の経緯が非常に長く，感情的対立が深刻化してから訴訟になる)
  - \* 問題となる事実関係が古く，資料がない。
  - \* 図面等が不十分で，係争部分も不明確な場合がある。
- 交通事故の損害賠償事件の一部（支部）
  - \* 症状固定の時期や後遺症の程度などが争われると，診療録の分析などで長期化
  - \* 保険会社側が事故の相手方への接触禁止を徹底しすぎ，被害感情が悪化して妥協困難になったり，神経症状が追加されたりして長引く
- 医療過誤事件
  - \* 患者側の医学的な理解が不十分で主張が固まらず，審理が右往左往する。
  - \* 訴訟前に患者側が資料（カルテ等）を分析して的確な主張を組み立てられるような態勢が課題  
(県内に医学部が一つだけであり，患者側の協力医の確保が困難な様子)
  - \* 鑑定人も県外から確保
- 建築関係の事件
  - \* 契約書が不備で，業者間の長年のつきあいの中で口頭での発受注，工事を特定しない支払などが慣例化しており，紛争になると事実関係が不明。
  - \* 建物の瑕疵の主張について，当事者が建築や瑕疵についての知識が不十分で整理し

た主張が困難

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

- 期日間隔は長め（支部）
  - \* 代理人は準備の必要日数として1か月を希望。これを尊重すると次回期日は1か月～1か月半になる。  
(裁判所が短く設定しても、準備が間に合わなかったり不十分になるので、実効性がない)
- 代理人の訴訟活動の状況について
  - \* 裁判所からの求釈明事項を代理人が本人に伝え、事実上本人が書面を書いて提出するが代理人自身は内容を十分把握していないということがある。
  - \* 手続の進行や争点整理が裁判所任せになる場合もある。
  - \* 専門的な知識を要する事件で、代理人側で専門家と相談をするなどの準備をせず、とりあえず裁判所に持ち込み、裁判所側で整理・解明して欲しいという例もある。
- 弁護士の繁忙度について
  - \* 弁護士の手持ち事件数が多すぎる印象。弁護士が不足している感じ
  - \* 会務活動に時間が取られている人もいる。小規模会でも会務は一定量あるため弁護士一人あたりの分担量が多い。
- 和解は比較的困難。
  - \* 全体として控えめで強く主張したりはしないが、かたくななところはある、自ら妥協はしない、判断は出して欲しいという傾向

## 3 審理の在り方、審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

- 当事者双方の言い分や本音が相互に分かり合えるところまで持っていく必要があり、そのためにはある程度の時間は必要。
- 裁判所として、請求・主張に不備があるときに簡単に切り捨てたりはしない。事件の真相、本来の問題から離れてしまうのであり、真実に近づくため、紛争の本質的な部分を解決するため、裁判所として積極的に関与したくなる。
  - \* 人格訴訟的な事件、個人間の貸金事件などは、要件事実だけ整理しても不十分であり、その背景にある人間関係の解決が期待されている。
- 当事者側の意図的な引き延ばしは感じられない
  - \* 高齢の両親の一方が死亡して相続に関する紛争が生じた際、もう一方の親の存命中

は結論を出さないで欲しいという希望が出た例がある。

\* 原告側が取立に追われて見かけだけの請負代金請求を立てる例あり

○ 全体として時間がゆっくり流れており，急ぐ感じがない。

#### 4 その他（事件の動向等についての印象）

○ 金融業者に対する過払金請求の事件数が多いが，ほとんどの事件は早期に終了。

○ 公共工事の減少に伴う業者間での代金支払のトラブルが増加している印象

○ 長子相続的発想の名残があり，相続争いが激しい。

○ 土地の事件は目立たず，審理も長くならない（本庁）

\* 古い話は資料もなく不明確だが，当事者側も割り切っており，早期判決が可能。

## ヒアリング結果概要 C地裁（本庁，c支部）

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- 親族関係，相続絡みの事件
  - \* 多数の関連事件が係属。上級審などでの全体的な解決（和解）待ちで進行が停止
  - \* 紛争の経緯が非常に長期にわたり，客観証拠がなく，主張，供述の応酬となる。
  - \* 会社訴訟等も多くは親族間の紛争や相続争い
  - \* 婚約破棄に絡む損害賠償事件で膨大な損害を主張してくるケースがあり，損害内容の主張立証の準備が遅れ遅れになる（支部）。  
（当地の婚姻事情もあり，婚姻準備にかかる費用が膨大で，すべてを請求したいという感情が強い）
  - \* 和解希望が強く，和解のための期日を何度も開くが，結局話し合いが付かず時間が経過（支部）
- 土地に関する事件（支部）
  - \* 客観的資料が乏しい。
  - \* 土地に対する執着心が強く，主張立証も粘って時間をかける。
  - \* 過去の経緯が長期間に及び，主張立証が長引くとともに，争点が拡散
- 共有物分割が必要な事件で，競売するのを避けた関係者が金策のための時間を希望し，期日が空転する（結局できずに時間だけがかかる展開）（支部）
- 高齢者に対する建物明渡請求
  - \* 民間住宅は受け入れず，公営住宅の空室待ちに長期間かかり，結論が出せない。
- 長期間の取引の内容が問題とされる事件（先物取引に関する訴訟など）
  - \* 多数の取引の違法性，不当性について個別に主張・立証が必要  
（取引履歴は訴訟前に入手し訴状で主張されているが，個別の取引の経緯については後から順次事情聴取している様子）
  - \* 先物取引の事件では，会話録音テープなどの証拠化に手間がかかる。
- 背任や横領の主張がされる事件
  - \* 話し合いを希望する傾向が強い。  
（元々の人間関係が密接）
  - \* 証拠収集が困難。刑事事件が終了して刑事訴訟記録を入手するまで手続が進まない。
  - \* 刑事手続で関係資料が押収されて利用可能な書類が手元にない（支部）。
- 医療過誤事件の一部

- ※ 多くの事件は経験豊富な弁護士がついて、円滑に進行
- \* 医師の陳述書の作成などで時間がかかる。
- \* 慣れていない代理人の場合、答弁書に的確に反論できない場合がある。

#### ○ 建築関係の事件

- \* 施主の思い入れが強く、建築物に対する不満をすべて瑕疵として主張するため、主張が詳細、多岐にわたり、整理が困難
- \* 鑑定の結果、より本質的な瑕疵が判明し、主張の組み直しが必要となって長期化
- \* 工事内容に関して、追加工事なのか手直し（サービス）工事なのか、双方の思惑がずれていて紛争になるが、依拠できる書面がない。  
(契約書等は形式的なもので、実際の約束は口頭)
- \* 多数の業者が絡む建設事業などでは、どの部分が誰の責任か不明確（支部）
- \* 業者間の仲がこじれると過去の細かなトラブルや未精算部分が多数主張されるが、それまでが口約束、どんぶり勘定なので事実関係が不明瞭。
- \* 建築関係のほか、コンピュータソフトウェア開発なども同様
- \* 建築関係の知識が代理人も裁判所も不十分であり、上手に整理できない。（支部）
- \* 建築関係の和解率は高い。当事者も裁判所も判決を避ける傾向（支部）

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

#### ○ 弁護士の訴訟活動の状況

- \* 依頼者から相談を受け、資料を受け取るとまず訴状を出し、その後求釈明を受けて本人から事情聴取している感じ。
- \* 訴状は要件事実だけ、骨だけを記載していることが多く、紛争の実態が後から明らかになる（支部）。
- \* 主張整理はもっぱら裁判所主導（支部）
- \* 事件の見通しを立てず、不必要な部分まで主張し、よけいな争点を作って解決を長引かせる場合がある（支部）。
- \* 期日間の和解交渉等を行わない傾向。裁判所の場で交渉する印象。

#### ○ 弁護士の状況について

- \* 刑事事件や法律相談などで多忙な弁護士がいる。公判前整理手続が入ったため民事の準備ができないというケースもあった。
- \* 当地はロースクールが4つあり、弁護士の教員派遣も大きい要素（本庁）
- \* 弁護士は東京では考えられないほど多忙。訴訟事件だけでも遙かに多い。1件の事

件にかかる時間が少なくなりがち（支部）。

○ 裁判所の態勢について

\* 余裕があるというほどではないが期日は入れられる状況。非開廷日も含め必要があれば開廷可能。

\* 週に1日じっくり考えることのできる日があればいいが、そこまでの余裕はない。

○ 医療過誤事件関係の態勢は充実

\* 医療事故情報センターなど患者側のサポート態勢が充実

\* 双方代理人がしっかりしており、必要十分な文献が出されるため、鑑定が不要な場合が多い。

### 3 審理の在り方、審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

○ 割り切りが悪い印象。代理人も説得しきれず、裁判所からの説得を期待

\* 前提となる事件が確定しても、その結論を前提とした議論が困難

\* 当事者の説得に時間がかかり、他の大都市よりも和解に時間がかかる。

\* 話し合いで解決するか否かの見極めが困難で、根本的な解決にならなくても判決に進めることがある。

○ 当該事件だけの終了を考えれば時間はかからない。紛争の全体的な解決を目指すためにある程度まで話し合いでの解決を探る。

○ 事件にかかる時間の感覚が関係者により異なる印象。

\* 裁判所と当事者の感覚の違いもあるが、それ以上に代理人と当事者本人との違いもある印象。当事者本人はもっと早く解決して欲しいと思っている可能性（代理人が急いでいれば裁判所は進行を急ぐ。）

○ タイムイズマネーの感覚はない。

○ 裁判所としては、主張立証責任で割り切るのではなく、紛争の実態にふさわしい判断、結論を出したい、そのための資料が欲しいという気持ちがある。

\* 時間制限を厳しくして切り捨てていくことが、国民のニーズに合っているのか疑問

○ 当事者の水面下の「マグマ」のようなものを裁判の場で晴らしたいという期待があり、裁判所もこれに応えたい（支部）。

### 4 その他（事件の動向等についての印象）

○ 土地の境界を争う事件は少ない（本庁）

\* 宅地中心で、境界やその資料が整備されているからか

- 大企業同士の事件や大きなビジネス上の事件はほとんどない。
  - \* あっても淡々と進行。当事者においてきちんと準備がされ、争点が円滑に整理されて和解なり判決なりに進む（本庁）。
- 金融業者に対する過払金請求はほとんど長期化しない。
  - \* 当事者間で話し合いがされて取下で終了する事件が大半
  - \* 半年程度で終了するが、その間の進行状況が裁判所には不明

## ヒアリング結果概要 D地裁（本庁，d支部）

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- 行政事件や国家賠償事件
  - \* 本人訴訟が多く，訴訟としての請求や主張の体裁を整えるのに長期間かかる。
  - \* 行政側の対応も積極的ではない。
- 集団的訴訟
  - \* 和解の際，それぞれの思惑や希望が異なり，当事者集団内での調整に時間。  
（当事者が多いことによる期日指定への影響は大きくない）
- 全国的な規模で行われている訴訟
  - \* 他庁での進行にあわせた進行を当事者が希望
- 土地境界確定訴訟
  - \* 係争部分に物が存在する場合は，境界確定の判決だけでは足りず，その後撤去請求などもにらんだ全体的解決（和解）が必要
  - \* 境界（筆界）に関する客観的資料がないことが多く，判断の決め手がない。  
（公図も不正確で現況とのずれが大きく，参考にできない）
  - \* 当事者が，係争土地の経済的価値に比べ手間や費用がかかることから資料収集（測量など）に消極的で資料が集まらない。
- 相続絡みの事件
  - \* 関連する別事件の進行待ち  
（先に控訴審に行った事件で全体的な和解を期待）
  - \* 両親の一方が死亡して相続の紛争中に，もう一方も死亡したり相続人の一人が死亡するなどして，相続関係がさらに複雑化
- 医療過誤訴訟
  - \* 当事者（代理人）が訴訟に不慣れ。
  - \* 本人の言い分をもとに訴訟を提起し，後から協力医などに相談したり，裁判所からの求釈明により，過失構成を変更・整理  
（患者側の情報収集・相談態勢が不十分であり，訴訟提起までの準備が不足）
  - \* 病院側も病院・医師の協力が不十分で，代理人の手間が多い
  - \* 医学部が一つであり，鑑定人を探す際に支障  
（当事者が鑑定人候補者と訴訟関係者とのつながりを指摘して難色）
- 建築関係の訴訟（建築瑕疵，請負代金など）

- \* 不具合の主張が多岐に渡り，整理が困難  
(施主の建物や不具合へのこだわりが強い)
- \* 建物の基礎に関わる瑕疵の場合，実質的に建て直しが必要となり，妥協が困難
- \* 請負代金請求の場合，契約書がないケースが多く，何をどう作るかという合意の内容を示す客観的な資料がない。  
(存在する文書は銀行融資などのためのもので，実際の合意を表していない)

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

- 期日間隔は長め
  - \* 代理人に希望を聞くと2か月を希望。裁判所から働きかけて1か月半程度
- 弁護士の訴訟活動の状況
  - \* 事前の交渉や内容証明送付などもなく，いきなり訴訟を起こす傾向。証拠収集や主張・証拠の吟味が不十分なまま訴訟に持ち込んでいる印象
  - \* 当事者間で主張整理をするということは期待できない
  - \* 相手方からの書面が1週間前に出ても，それを依頼者と打ち合わせて期日当日を迎えるところまではできていない
- 弁護士が非常に多忙という印象
  - \* 仕事が詰まっていて，当該事件の作業に直ちに着手できない様子。
  - \* 小規模な弁護士会だと，会務活動等も相当な量になる。
- 支部にはひまわり事務所のみであり，非常に多忙
  - \* 双方に代理人が付く事件が多い。本庁所在の弁護士が受任。
- 和解は全般的に困難な印象
  - \* 損得の問題ではないという当事者が多い。
  - \* 小さい支部（簡裁）では，代理人の本人への説得は積極的ではない。
- 裁判所の態勢について
  - \* 合議事件が多く，証拠調べの期日が入りにくい場合がある。  
(合議体3人が揃う日が週1日のため)

## 3 審理の在り方，審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

- 代理人の付いた事件では，進行を早くして欲しいという希望は感じられない。
  - \* むしろ，なぜ早くするのかという声強い。
- 本人訴訟の場合，早く解決して欲しいという希望を聞くことがある。

- 事件によっては、時間がかかっても和解で解決すべき必要性あり
  - \* 判決では本質的な解決ができない場合や、証拠関係からは一方の当事者が一方的に不利な結論になるが、全体的な紛争の解決として据わりが悪い場合など
  - \* 当事者（特に原告側）が和解を強く望んでいる場合
- 弁論主義を貫徹して主張立証責任で決着させると、裁判所の信頼を得られないし、高裁で維持されない。
- 弁護士の訴訟技術の巧拙で勝負が決まるのは据わりが悪い。
  - \* 当事者の責任という割り切りもあり得るが、依頼者が弁護士を自由に選べる状況ではなく、すべての責任を当事者に還元できない。
  - \* 訴訟の成り行きに見込みがたつまで時間をかける必要

#### 4 その他（事件の動向等についての印象）

- 他に目立つ事件としては不倫行為に関する損害賠償請求
- 大企業が関係する事件や商取引に関する企業間の訴訟などはほとんどない。
- 協同組合の合併等に絡む経理健全化のための融資整理が増加しており、債務者側の金策のため時間がかかる傾向
- 金融業者に対する過払金請求の事件数が増加。事件の多くは取下、和解で短期間に終了
  - \* 地元の一部業者がなお取引履歴を出さずに長期化する例も（簡裁事件）
- 支部では土地に関する事件が多く、他には交通事故など不法行為損害賠償事件が中心。
  - \* 相続絡みの事件も目立つ

## ヒアリング結果概要 E地裁 e 支部

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- 土地の事件で登記が多数付いているような事件
  - \* 関係者多数となり，主張・争点が多岐にわたる。
  - \* 第三者の介入による登記の転々流通などで問題が複雑化
- 業界の専門的な知識を要する事件
  - \* 農業関係の取引など
- 相続絡みの事件
  - \* 被相続人の財産処分を巡って相続人間で紛争化
  - \* 相続人廃除の申立など，関係事件が係属して先行事件の進行待ちとなる。
- 関連する事件が係属しているケース
  - \* 相続絡みの事件（上記）
  - \* 引き抜かれた従業員からの未払超過勤務手当請求（引き抜きに対する損害賠償請求も係属し，全体的な解決が必要となった）
- 人事訴訟は他の民事訴訟より時間がかかる傾向
  - \* 当事者の争点整理への意欲が低い印象
  - \* 事情が錯綜して整理が困難
- 証拠収集に支障を来すケース
  - \* 個人情報保護との関係で証拠収集に支障
  - \* 第三者証人，敵性証人の尋問で，出頭確保ができず期日が空転する場合がある。
- 医療過誤事件
  - \* 患者側の過失構成が確立するまでに期日と期間が必要
  - \* 期日に宿題となった事項を代理人が正確に持ち帰って検討できないことがある。
- 建築関係の事件
  - \* 瑕疵の特定に時間がかかる。
  - \* 瑕疵を十分に特定しないまま，和解を希望する当事者も多い。  
（建築士への依頼等にかかる費用を回避）
  - \* 途中まで建設したところで業者が替わり，完成後不具合が判明した場合など，瑕疵の特定の他，どの業者の責任かも争点となるが，明確な証拠がない。
  - \* 多彩な瑕疵の主張がされ，どこまでが意味のある（重要な）瑕疵なのかが不明確  
（主張上の瑕疵の基準が不明確）

- \* 鑑定の結果新たに瑕疵が判明してさらに争点が増える例もある。

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

- 期日間隔は1か月程度
  - \* 書面の期限が守られなかったり、内容が不十分な場合がある。
- 代理人の訴訟活動に対する印象
  - \* 訴状には請求原因の骨子のみ記載し、背景事情や紛争の実情を記載しない傾向（紛争の一部分しか見えないため、全体像をつかむのに時間がかかる）
  - \* 訴訟の冒頭段階で自分の手持ちカードを出し渋る一方、細かい事情を出す段階になると、非常に細かく、散文調になってポイントが不明確
  - \* 双方の代理人が訴訟前から交渉をしている場合は訴訟係属後もスムーズに展開するが、内容証明もなく訴訟を起こす例も散見。
  - \* 地域による仕事の進め方、感覚にずれがある。
  - \* 他方、現地の弁護士よりも東京などから来る弁護士の方が不十分な訴訟活動をする場合もある（大きな事務所でも若い弁護士が担当する例など）
  - \* 刑事事件を優先させるため民事事件の準備が間に合わなくなることがある。
- 本人訴訟の傾向が強い印象
  - \* 業者事件以外の一般的な事件で本人訴訟が多い印象
  - \* 弁護士の敷居が高いと感じている可能性（弁護士に頼むのは相当難しい事件という認識がありそう）
- 依頼者が弁護士に必要な情報を伝え切れていない場合がある。
  - \* 紛争・事件に対する当事者本人の認識と法律専門家である弁護士との認識の齟齬（何が重要な事実、証拠なのかの認識が不十分で代理人に伝えていない）
- 弁護士の態勢について
  - \* 年配の弁護士と若い弁護士の両極端の構成。中堅が少ない印象。
  - \* 本庁の他隣接する地裁本庁から来る弁護士も多い。
  - \* 弁護士は大変多忙。依頼者も忙しいため、打ち合わせの日程調整が困難な場合がある様子
- 裁判所の態勢について
  - \* 裁判所の期日指定は民事事件については比較的柔軟に対応可能
  - \* 支部の場合、オールラウンドな能力が求められ、専門的な事件への対応能力に不安感

### 3 審理の在り方、審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

- 代理人は急がなくてもよいと言うことが多い。代理人，当事者が急がない以上，裁判所だけが急いでもしょうがないということになる。
  - \* 特に相続絡みの事件の場合，じっくり，ゆっくり進めてほしいとの希望が強い。
  - \* 弁護士も付き合い上引き受けた事件などもあり，形勢不利な場合時間をかけて当事者の感情もほぐれるのを待つというスタンスの場合もある。
- 弁護士だけではなく，当事者も必要事項だけで早く整理しようとしても納得してもらえない場合がある。
  - \* 背景事情に踏み込んだ主張をしたい，事情を裁判所にわかってほしいという希望が強く，これを切り捨てても納得してもらえない。
- 代理人としては証拠上勝訴が困難と考えて慎重な訴訟進行を求めているも，本人は当然勝つべき事案と考え，本人が訴訟進行をせかすという例もある。代理人は全面敗訴を避けるため和解を強く希望して粘り，時間がかかる。
- 代理人の訴訟活動の巧拙で本人が極端に不利になることは裁判所として容認しがたい。
  - \* 弁論主義といった枠組みで割り切った判断をしても，高裁で維持される保証もない。
- 当事者から見て弁護士や裁判所の敷居は高く，せっかく裁判にまで持ち込んだ当事者としては，すべての事情を理解して判断してほしいという期待が強い。当事者は裁判に真実発見を期待・要求しており，裁判所もこれに応えるべく努力
  - \* 裁判所としても，いろいろな角度から指摘をし，当事者が出せる主張立証を尽くさせて，満足してもらうことが重要

### 4 その他（事件の動向等についての印象）

- 本人訴訟が多いという印象
- 土地に関する訴訟も多い。
  - \* 訴訟前に第三者が介入して事件が複雑化する傾向
- その他，相続絡み，共同開発の頓挫によるトラブルなどの事件
- 金融業者に対する過払金請求も多いが，ほとんどは取下，和解で早期に終了
  - \* 一部業者で取引履歴を出さないなどでもめるケースもある。

## ヒアリング結果概要 F地裁（本庁， f 支部）

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- クレジットローンなどの消費者訴訟， 集団訴訟
  - \* 当事者（消費者側， ローン会社側）が多数
  - \* 他庁でも同様・関連する訴訟が係属しており， 他庁の進行との歩調あわせを希望（関係者の尋問を分担して実施し， その調書を書証として利用）
  - \* 全国規模の訴訟のため， 担当する企業側代理人が多忙
- 金融業者に対する過払金返還請求の一部
  - ※ ほとんど短期間に終局（取下か和解）
  - \* 古い取引履歴についての提出の可否が争点になったり， 取引履歴のない部分に関する過払の主張等について紛議が発生して長期化（本庁）
- 行政事件
  - \* 行政機関側から主張や資料の提出が出ず， 原告の主張の組み立てに時間がかかる。
- 相隣関係の事件（土地の境界紛争や通行権など）
  - \* 土地に関係するためというより， 隣同士で人間関係が密であることや当事者の個性によるところが大きい。
  - \* 公図や図面は比較的整備。出来の悪い図面の場合， 客観的状況との整合性がとれず混乱する。測量する場合の費用負担が問題。
- 一部の本人訴訟
  - \* 弁護士が受任しないタイプの当事者
- 当事者の事情による出頭や打ち合わせの困難なケース（支部）
  - \* 当事者が漁師で出漁すると数か月不在（連絡困難）のため， 本人の出頭や代理人との打ち合わせに支障
- 火災保険金など請求額の大きな事件（支部）
  - \* 請求者側にとって死活問題であり， 保険会社も非妥協的
- 長期間・多数の取引行為の違法性を問題とする訴訟（支部）
  - \* 過去の長期間， 多数の入出金の経緯が個別に問題となるため， 主張・立証に時間
  - \* 帳簿などが未整備（廃棄）などのため， 記憶に頼る作業
- 他の関連事件の進行待ちとなって進行が止まるケース
  - \* 破産手続による事実上の停止
  - \* 刑事事件が終了後， 刑事訴訟記録（調書等）を取り寄せて民事事件の証拠化

- 相続絡み，親族間の紛争
  - \* 時間をかけた和解・調停を当事者が希望
  - \* 事情を知る中心人物が死亡しているため，決め手となる証拠が不足
  - \* 財産（遺産）や相続人・関係者が多くなると，それぞれの事実関係，経緯の主張立証，整理に時間と労力を消費
  - \* 訴訟による請求内容と当事者の本音・希望の不一致。主張が拡散して整理が困難
  - \* 古い慣習の残っている地域では，当事者間，裁判所との法意識のギャップが大きく，説得，調整が困難（支部）
- 医療過誤事件（支部では本庁に回付）
  - ※ 専門的に取り扱う弁護士もあり，多くは円滑に進行
    - 双方からの意見書に基づき，裁判所から所見を示すと相当程度和解で解決（民間病院の場合，責任保険の関係で裁判所から見解を示すと円滑に進む）
  - \* 医療過誤事件に精通していない代理人の場合，主張（過失構成）が変遷。
  - \* 病院側の準備に時間がかかっている（被告側代理人の事件輻輳や個人的事情）
  - \* 鑑定人の確保に苦勞（当地の大学医学部の関係者が多く，管内所在の医師を鑑定人とすることに対する当事者側の抵抗感）。高裁管内でも困難
- 建築関係の事件（建築瑕疵，建築請負）（支部では建築瑕疵事件は本庁に回付）
  - \* 瑕疵主張の構成の変遷
  - \* 当事者本人の建物や不具合に対する思い入れが非常に強い。細かい不具合まで網羅的に主張・請求し，争点が拡散して收拾しない。
    - （個人として最大の財産であることも影響？）
  - \* 現場での合意のみで工事が実施され，紛争が生じても書類等の客観証拠が不備
    - （追加工事か手直し工事か，元請と下請間での代金額など）

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

- 期日間隔は1か月程度。書面提出まで1か月，プラス1週間程度で期日を入れることも
  - \* 代理人が，全国的な訴訟などで各地での打合せのための不在，刑事事件を優先的に処理するためなど多忙で期日をなかなか受けてくれない場合あり
  - \* 東京などの代理人が人証調べを行う際，期日が入りにくい（本庁）。支部の場合，本庁所在の弁護士についても同様。
    - （半日～一日出張となるため，代理人のスケジュール調整が困難）
- 裁判所の態勢については，通常時の事件処理については支障は感じないが，大事件が係

属した際の処理態勢には不安（本庁）

- 代理人の活動状況について
  - \* 書面提出の期限や約束を守らない代理人もいるが、個別的問題であり、全体として特段の問題を感じない。
  - \* 弁護士間での仲間意識が比較的強く、和解などは円滑。緊張感に欠ける場合も。
  - \* 支部所在の弁護士数が少なく、非常に多忙（支部）

### 3 審理の在り方、審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

- 裁判所としては、双方の当事者が急がない場合、進行を待つと希望する場合には無理矢理進行させることは困難。
  - \* 一方で当事者が進行を希望している場合、裁判所は当然審理を進める。
- 裁判所としてはできるだけ多くの事実を把握して判断したいという欲求が強い。
  - \* 一審で主張立証責任により早期に終局させても、高裁で破棄されれば意味がない。一審で多少時間をかけて調べても、紛争自体の終局までの長さには影響しない。
  - \* 国民は裁判（所）に対して、よく調べて真実を明らかにすることを期待しており、当事者（代理人）に対する後見的な役割も期待されていると理解。当事者の力量・能力により結論が代わることでは理解が得られない。
- 話し合いで解決したいという希望が強いため、裁判所もこれに応じて判決を出せる段階でも和解を続ける場合がある（支部）
  - \* 当事者側に、控訴する（される）ことなく、決着させたいという希望が強い。

### 4 その他（事件の動向等についての印象）

- 不貞行為に対する慰謝料請求なども多い
- 督促絡み、保証否認などはほとんどなく、書証の真正性が争われることもない。他方、保証請求をする債権者側も請求に固執しない（支部）
  - \* 当事者双方とも主として個人や地元の小企業が多く、請求・主張に固執しない傾向

## ヒアリング結果概要 G地裁（本庁, g支部）

1 長期化する事件のタイプとその背景要因について

- 架空取引に関わる事件
  - \* 問題とされる取引が長期間にわたり、取引の形態も多様。主張立証を個別に行うことになり煩瑣で時間がかかる。
  - \* 関係者が多数に渡り、当事者に対する事情聴取や書面化、双方の主張のかみ合わせが大変。
- 工学鑑定等が必要となる交通事故（多くの交通事故の事件は短期間で終了）
  - \* 当事者双方（保険会社が関与）が鑑定意見を出し合う展開となる場合、それぞれの専門家確保や意見書の作成に長期間が必要  
(一方が意見書を出すというと、必ず他方も提出を主張)
  - \* 重大な交通事故が比較的多く、事故の当事者の供述が得られないことも多い。
- 相続絡みの事件
  - \* 当事者が和解による解決を希望するため、和解のため進行が止まる。
  - \* 相続財産が多数の場合、個別の財産ごとに主張や経緯が異なる場合があり、個別の主張が出揃ったり双方の主張をかみ合わせるのに時間がかかる。
  - \* 後から当事者が事実を思い出したとして、主張を追加・変更したりする。
  - \* 感情的な対立が激しく、訴訟の勝ち負けや損得のみでは説得が困難
- 和解交渉が長引く事件
  - \* 当事者が希望し、裁判所も成立に期待
  - \* 期日を重ねて話し合いを進めるが、結局まとまらないケース。訴訟になるだけの事件であるから、双方が和解を希望したからといって簡単にはまとまらない。
  - \* 訴訟の対象以外も含めた全体的な紛争解決を期待するが、実際に作業すると言い分や経緯が倍加し、收拾がつかなくなる。
- 取締役の地位確認や株の帰属などの会社関係訴訟
  - \* 実質的には親族間の紛争や相続争いであることが多い。
- 医療過誤事件
  - \* 専門的な弁護士はいない。訴状に対する被告側反論が出た後、これに対して原告（患者）側の検討、主張に長期間かかる傾向。
  - \* 協力医に相談するのに時間がかかる。
  - \* 裁判所の問題意識とずれが生じて、裁判所から依頼した事項が出てこず、期日が空

転する場合がある。

○ 建築関係の事件

- \* 弁護士が不慣れ。
- \* 多くが不具合の主張にとどまり、その原因となる瑕疵の主張が不十分。裁判所との間で認識のずれが生じると数回期日を浪費する。

## 2 訴訟関係者の活動や態勢その他に関する情報

○ 弁護士の訴訟活動の状況

- \* 多くの弁護士は安定した職務活動
- \* ごく一部、要件事実のみで全く事情を記載しない訴状を書いたり、通常事情聴取しておく程度の求釈明事項の回答に長期間を求めたりする弁護士がいる。
- \* 決められた書面の提出日を守る例は少ない。
- \* 弁護士は多忙な印象

○ 医療過誤事件に関する態勢の状況

- \* カルテ等は事前に確保。ほぼ半数は患者側からの請求で開示されており、残りが証拠保全。
- \* 医療機関と裁判所、弁護士会との連絡協議会が立ち上がり、鑑定人の紹介のためのシステムが立ち上がった。

(道内3医学部間での鑑定人の紹介。当事者と関係のない大学系の専門家を紹介)

- \* 医療過誤事件での期日間隔は1か月では困難。協力医などとの相談に3～4週間必要で、その後代理人による書面作成となるため、結果として1か月半～2か月必要
- \* 名古屋の医療事故情報センターが活用されている。

○ 支部のてん補態勢は月3日。

- \* 5週先に期日が入らないと次は9週先になってしまい、期日間隔が開く。人証調べの日程調整も1か月単位になる。
- \* 本庁からの距離が相当あり、週1開廷だと移動ロスが極めて大きい。
- \* 他方、常駐するには圧倒的に事件が少ない。
- \* 弁護士もひまわり事務所の一人を除けば札幌や本庁の弁護士であり、実際には電話会議を利用しており、支部に出頭することは少ない。

## 3 審理の在り方、審理の迅速化（長期化）に関する関係者の意識や考え方

- 当地の弁護士が事件の進行を急ぐということは感じられない。

- \* 札幌や東京から来る弁護士からプレッシャーを感じることはある。
- 代理人が本人に事件の進行についてどれだけきちんと説明しているかは未知数。
  - \* 当事者本人は本音ではもっと早く解決してほしいと考えている可能性あり
- 時間の超過，期限を守らないことに対する効果的なサンクションがない。
- 東京の弁護士のように効率的に裁判をしようというような共通認識がない。
  - \* 書証の真正性立証も当然に実施
- 人証をできるだけ聞いてほしいという希望が強い。
  - \* 裁判所としても，期日が無理なく入るため，希望に応じている状況。
  - \* 事前に尋問時間を制限しても，実際には守られず，尋問が長引いてしまう。
- 専門的な訴訟における主張立証負担のあり方について，検討する余地もあろう。
  - \* 当事者本人が専門的な事項についての主張立証の準備をすることには事実上無理があるが，弁護士が付いた事件では，裁判所からの求釈明等を経て最終的には代理人が準備して主張立証できているのだから，現状の主張立証責任の分配が不可能を強いているものとはいえない。
  - \* 実際上も，形式的な主張立証責任だけではなく，相手側に積極的な反論を求めるなど，実態に即してバランスをとっている。
  - \* 他方，現場の運用により形式的な責任分配の不備をカバーしている面はあり，訴訟の迅速化の観点から検討する余地はあり得る。

#### 4 その他（事件の動向等についての印象）

- 土地関係の事件がほとんどなく，相続絡みの事件程度
- 金融業者に対する過払金請求は数が多いが短期間で終了（一部特定の会社を除く）
  - \* 支部では，ひまわり事務所の弁護士による過払金事件の数が急増（支部）。
  - \* 過払金事件で全く和解しない弁護士のいる支部では，過払金請求事件による事務負担が急増
- 保険金請求事件（交通事故，火災保険，生命保険など）は多い
- 当地の特徴的な事件動向は特に感じない。総じて田舎的であり，都会に比べて人間関係が密接だが，他の地方に比べて割り切りはよい方。
- 刑事事件待ちで民事事件が止まるということはあまりない。
  - \* 刑事事件が終了後に民事訴訟を提起している印象

調査対象庁管轄地域の概況

1 人口

	B地裁本庁管内	B地裁b支部管内	C地裁本庁管内	C地裁c支部管内	D地裁本庁管内	D地裁d支部管内	E地裁e支部管内	F地裁本庁管内	F地裁f支部管内	G地裁本庁管内	G地裁g支部管内	備考
総数	25万人	25万人	357万人	77万人	54万人	6万人	89万人	138万人	23万人	51万人	5万人	平成17年の概数(F地裁管内は平成12年)
0～19歳	20.1%	19.4%	19.0%	19.4%	18.3%	16.1%	19.9%	23.3%	21.1%	17.6%	16.4%	
20～59歳	51.5%	49.7%	56.1%	50.1%	51.7%	44.2%	55.7%	61.0%	51.9%	52.1%	48.8%	
60歳～	28.3%	30.8%	24.2%	23.1%	29.7%	39.7%	24.4%	19.8%	27.0%	30.3%	34.9%	
県内総数	61万人		722万人		80万人		711万人	237万人		563万人		

2 経済・産業の概況

	B地裁本庁管内	B地裁b支部管内	C地裁本庁管内	C地裁c支部管内	D地裁本庁管内	D地裁d支部管内	E地裁e支部管内	F地裁本庁管内	F地裁f支部管内	G地裁本庁管内	G地裁g支部管内	備考
就業者総数	13万人	13万人	180万人	41万人	26万人	3万人	45万人	69万人	11万人	25万人	3万人	平成12年(国勢調査時)の概数
第1次産業	9.5%	10.2%	1.0%	10.1%	8.9%	26.4%	6.5%	3.0%	11.0%	10.7%	14.4%	
第2次産業	32.2%	27.4%	30.9%	38.2%	21.2%	21.0%	36.7%	26.8%	33.2%	22.0%	27.2%	
第3次産業	57.8%	61.8%	67.3%	51.1%	69.0%	52.6%	55.8%	70.0%	55.5%	66.4%	58.4%	
県内就業者総数	32万人		369万人		39万人		353万人	115万人		273万人		
県内総生産(名目)	2兆475億円		33兆6959億円		2兆3763億円		20兆788億円	8兆4267億円		19兆5044億円		県内全域、平成15年度
所得水準	84.4		117.8		77.5		100.7	87.3		88.1		県内全域、平成15年度

3 関係者の態勢

	B地裁本庁管内	B地裁b支部管内	C地裁本庁管内	C地裁c支部管内	D地裁本庁管内	D地裁d支部管内	E地裁e支部管内	F地裁本庁管内	F地裁f支部管内	G地裁本庁管内	G地裁g支部管内	備考
民事事件担当裁判官数	4	3	40	7	7	1	7	17	2	5	1	平成18年
弁護士数	13	11	876	35	51	1	29	222	4	29	1	平成17年
司法書士数	41	46	467	74	102	10	84	168	18	44	4	平成15年
調停委員数	83		350		164		199	317		177		県内全域、平成18年
専門委員数	6		58		61		53	29		8		県内全域、平成18年
医学部数	1		4		1		1	1		3		県内全域
建築学科数	2		13		1		3	5		8		県内全域

調査対象庁の審理状況等(民事事件)

資料4-8

		B地裁		C地裁		D地裁		E地裁	F地裁		G地裁		全地裁
		本庁	b支部	本庁	c支部	本庁	d支部	e支部	本庁	f支部	本庁	g支部	
事件数	全事件	216件	199件	5394件	475件	439件	22件	537件	1603件	91件	276件	24件	135357件
	2年超	4件	14件	388件	63件	44件	1件	49件	107件	3件	14件	0件	8419件
	2年超の割合	1.9%	7.0%	7.2%	13.3%	10.0%	4.5%	9.1%	6.7%	3.3%	5.1%	0.0%	6.2%
平均審理期間		7.2月	8.6月	8.8月	11.4月	10.7月	7.5月	9.1月	8.6月	7.3月	7.8月	4.3月	8.4月
平均全期日回数		3.9回	5.0回	4.9回	6.5回	5.1回	1.7回	4.6回	4.7回	3.8回	3.7回	1.8回	4.6回
	平均口頭弁論期日回数	2.4回	2.2回	2.5回	2.9回	2.7回	1.1回	2.1回	3.1回	2.5回	1.8回	0.8回	2.4回
	平均争点整理期日回数	1.5回	2.8回	2.4回	3.6回	2.4回	0.6回	2.5回	1.5回	1.3回	1.9回	1.0回	2.2回
平均期日間隔		1.8月	1.7回	1.8月	1.8月	2.1月	4.4月	2.0月	1.8月	2.0月	2.1月	2.4月	1.8月
平均人証数		0.9人	0.8人	0.7人	0.7人	1.0人	0.6人	0.4人	0.8人	0.9人	0.4人	0.3人	0.6人
	平均証人数	0.4人	0.3人	0.3人	0.3人	0.4人	0.3人	0.1人	0.3人	0.3人	0.2人	0.0人	0.3人
	平均本人数	0.5人	0.6人	0.4人	0.4人	0.5人	0.4人	0.3人	0.6人	0.6人	0.2人	0.3人	0.4人

\* 数値は、平成17年度司法統計による